

家族経営協定書（4者例）

（目的）

第1条 この協定書は、夫 ○○○○、妻 ○○○○、後継者 ○○○○、後継者の妻 ○○○○が相互に責任ある経営への参画を通して、ゆとりある農業経営と健康で明るい家庭を築くことを目的とする。

（生活設計）

第2条 仕事面も家庭の中も助けあって生活をし、お互いの生き方を認め合い、合意のもとに長期の生活設計及び毎年の具体的事項を内容とする年度別生活設計を立てる。

（経営計画）

第3条 資金計画、作付計画等農業経営に関する事項について、その都度4者で協議の上、実行するものとする。

（経営の役割分担）

第4条 経営については、各人の責任意識を高め、能率的に労働をするために、次の役割分担をする。

夫……………経営の総括、栽培管理
妻……………収穫作業のチーフ、雇用管理、
後継者……………農業機械利用管理、簿記記帳
後継者の妻……家事

（収益の分配）

第5条 農業から生じた収益については、夫の口座へ振り込むものとし、夫は専従者給与として、毎月○○日に下記の金額を各人の口座に振り込むものとする。

また、賞与として後継者に毎年○ ○万円を口座に振り込むものとする。

なお、配分額については、毎年1回見直しを行うものとする。

妻……………○ ○ 万円
後継者……………○ ○ 万円
後継者の妻……○ ○ 万円

（生活費）

第6条 生活費は夫の口座から支出する。

（就業条件）

第7条 1日の労働時間は8時間を原則とするが、夫と妻は農作業の状況、健康状態、家事や公的時間等を踏まえ、延長または短縮する。

後継者夫婦については、毎週日曜を休日とする。

また、年間の休日を○○日以上とする。

(家事作業)

第8条 家事作業は、主として妻と後継者の妻が当たり、夫と後継者も常に協力する。

(旅行)

第9条 心身のリフレッシュを図るため、旅行を年〇回以上行う。

(その他)

第10条 この協定書に規定されていない事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度4者で協議の上、決定するとともに、必要に応じて立会人に相談の上、改定する。

(附則)

1. この協定書は、令和 年 月 日より実施する。
2. この協定書の有効期限は、実施日より1年間とし、当事者から申し立てがない限り、自動的に継続されるものとする。
3. この協定書を作成し、夫、妻、後継者、後継者の妻及び立会人が各1通を保有する。

令和 年 月 日

【住所】 _____

立会人 _____

【氏名】

夫 _____ 印

妻 _____ 印

後継者 _____ 印

後継者の妻 _____ 印